

佐々木座長 ほぼ時間になりましたので、ただいまから第15回行政改革推進本部専門調査会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。本日は御厨委員が所用により欠席であります。また、本日は山本内閣府副大臣にご出席をいただいております。渡辺公務員制度改革担当大臣、大野内閣官房副長官、岩城内閣官房副長官は少し遅れて到着されるとのことでございます。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。本日は前回に引き続きとりまとめ案についての審議を行います。前回お示した案につきましてさまざまなご意見をいただきました。それを踏まえまして私と事務局との間で修正したものを机上配布をし、併せて2日前か、ちょっと忘れましてけれども数日前にも皆様にもお目通しをいただいたところでございます。

前回と同様ですけれども、このとりまとめ案については確定まで非公開とさせていただきます。何やら新聞報道がもうすでに出ているのでありますけれども、我々としてはそういう原則で取り扱っているということでございます。

それでは、今日、正式に配布いたしましたとりまとめ案につきまして変更箇所等を含め、事務局より適宜説明・朗読をお願いいたします。

では、次長。

(「公務員の労働基本権のあり方について(報告)(案)」朗読)

佐々木座長 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました、今日の報告(案)につきまして皆さんからご意見をいただきたいと思います。

私としては、可能な限り意見の集約に務めるべく努力をしたつもりではございますけれども、皆様方、いろいろご意見をお持ちだろうと思っておりますので、まず、それを伺わせていただきたいと思います。その取り扱いにつきましてはご意見を聞いた上で処理をさせていただきます、このように思います。

それでは、どうぞご発言をお願いします。

小幡委員、どうぞ。

小幡委員 前回、出席できなかったのですが、基本的な方向はこれでよろしいかと思うのですが、ちょっと気がついた点がございまして、何点か申し上げます。

5ページでございまして、5ページの上から7行目、「一方で」というところ以下の文章です。これは私が会議のところでもご発言申し上げたのですが、論理的に趣旨がうまく成り立たないのではないかと危惧がございまして、というのは、特に「また」のところですね。「『公務員の職務の公共性』については、公務の多くが民間委託などにより民間労働者によっても担われているという現状」、これは行政減量化でありますとか、市場化

テストでありますとか、従来、公務と言われていたものであっても、公務員でなくてもできるだろうということで、できるだけ非公務員あるいは民間にという方向があるという現状があるわけです。それが今、行政改革として進みつつある。それでもなお残る公務員についての基本権をどのように考えるかというのがここで議論の対象になっているのではないかと思います。

そうであるとする、ここで言っている話というのは、やや論理が合わないような気がします。仮に行政改革で、そのように減量化、民間委託が進みつつあるけれども、今まだ十分進んではないので、本来は民間に行くべきその改革途中の残っている部分の公務員について、もっと基本権をという話に限局しているのであれば、とりあえずは論理としては成立するのですが、ここで言っているのは、そういう話なのかということです。

さらに言いますと、「一方で～、近年、独立行政法人、国立大学法人及び指定管理者」とありますが、指定管理者は完全に民間を管理権者にする制度であって性格が違いますので、ここで書くとしたら地方独立行政法人ぐらいなのではないかと思います。指定管理者のほうは、法人論としては、どちらかという民間委託と並べたかたちになるかと思います。

どのように修文するのは難しいなと思っているのですが、公務というのが必ずしも公務員が担わなくてもいいようになってきているという変化はこれで良いと思うのですが、今ここで議論するのは残った公務員の基本権なので、この部分は削除するか、あるいは背景として、公務というところでの変化という背景事情の形にするか、どちらかがよろしいのではないかと思います。

それから、もう1点は、この報告書は「終わりに」にもございますが、「国・地方双方を対象として」と言っております。そうなのですが、例えば使用者機関の確立、これは国の話だけでございまして、第三者機関のところも含めまして、どちらかという国の話がメインで出ているかなという感じがしております。

そのような観点からは、「終わりに」のあたりに、地方について、今後何か配慮すべきことはないかということは検討の必要があるかと思いますので、その辺りがあったほうがよいようにも思います。

10ページの「終わりに」でございまして、3行目、「労使関係の自律性の確立や、使用者機関の確立」、後者は国のことだと思いますので、ここに「国」あるいは「国における」と限定を加えてはどうかということです。そのまま「国・地方ともに概ね5年程度」というふうにつながっていますが、そこは一応丁寧に書いておいたほうがよろしいのではないかと思います。

佐々木座長 ありがとうございます。では、ほかにこうしたほうがもっとよろしいというようなご意見等おありかと思います。何かほかにございませんでしょうか。あるいは、この点で意見がおありであれば、どうぞお出してください。

田島委員 意見というよりは、とりあえずまず1点質問させていただきたいのですが、6ページの上から3行目のところに「早急な検討が必要である」という、「早急な」という文言が入っているんですけれども、この部分については「早急な」という形容詞が入っていますが、その前後のところは十分な時間をかけ、慎重に検討するというようなことで「早急な」というのは入っていない。この(3)についてだけ「早急な」ということが入っている理由を教えていただきたいと思います。

佐々木座長 皆さん共有されているかどうかわかりませんが、これについては公務員制度の全体を考える懇談会がもう動いておりますから、目の前に時間が迫っているという感じだろうと認識しております。私はそちらのほうのメンバーでもあるものですから、特にそういうふうに思っているということがあります。ですから、ちょっと基本権の問題とは大分スピード感が違う認識があるものですから、そういう認識が多分反映されたのかなというふうには思っております。とりあえずそういうことでございます。

ほかにございませんでしょうか。

薄井委員、どうぞ。

薄井委員 前回大分発言させていただいて、表現的にはいろいろ足していただいているというのはありがたいのですが、先ほどの小幡委員のご指摘のように、論理的に何かつながらないものがどんどん入り込んでいるなという感じが強くて、その点が1点。

もう1つは、毎回申し上げているようにこの時点でもとめるというならば、素直にこの時点のこの調査会の空気を反映させればいいのであって、例えば「はじめに」のところで「概ねの合意が得られた」という、その「概ねの合意」とは何なのか。表現ぶりについての合意という意味ならば、表現ぶりについて後ろのほうを見直さなくてはいけないし、実態が合意されたというのであれば、併記されているところもあるので矛盾しているという気がします。

それから、「個々の委員の意見も多岐にわたった」というのは事実を書いているわけですが、例えば労働協約権の付与の問題などがその中心であったということをはっきり書いておいていただいたほうが、私はいい。労働協約権付与の問題をはじめとして意見があったのですから。再三、私言っていますように付与に反対ではなくて、付与する範囲とかそういうことについて、まだ検討事項として残っているのに合意が得られたと書いてしまうのはおかしいと言っているわけですので、どういう点が残っているのかということがわかるようにしていただいたほうがいい。

意見だけではなくて、どう修文したらいいかということについて言えば、最後のところは議論を整理したらこうなったと言っていたらいいのではないですか。概ねの合意が得られたと言わずに、「これまでの議論を整理したものである」ということであるならば、「二」以下の文言について微調整していけば、それはそれでいいのかなと思います。

今2点言いましたけれども、いずれも労働協約権のところではいろいろな議論があったこ

とがポイント。与えるべきではないというのではなくて、与えるのならば、もっと議論すべきであるという意味で私は申し上げております。

それから、2ページの社会保険庁と大阪市、これは2、3度私言っているんですけど、社会保険庁の問題はもともと国家公務員の問題であったのかどうかですね。地方事務官という制度の欠陥がああいう形で出てきたと思いますし、大阪市においてはある意味では後で出てくるような使用者機関がはっきりしているところでああいう問題が出てきている。

この2ページの(2)の「労使関係構築の必要性」は必要なんでしょう。しかし、それが論理的にはこのページの一番下の「労使関係の自律性の確保」につながってきて、そこで労働基本権を与えるべきだと飛躍している。労働基本権の議論は必要ですけども、社会保険庁と大阪市がその原点であるということについてはいまだに納得できない。この一番上に「良好な関係が築かれているとの見方もある」と書いていただいている点は、この間の意見を反映していただいているとは思っておりますけれども、基本は変わっていないなという印象を受けました。

それから、3ページ目の「国における使用者機関の確立」は「明確化」と書いたほうがいいと思っているんですが。ということで、何度も何度も確立と言っているんですけども、これは先ほどの労働協約権の問題をきちっとすることに関連して出てくる話です。また窓口を一本化して議論しやすいようにすることは大事だと私は思いますけれども、組織の一本化ということまで決まったとは思えないし、どちらかという各論に持っていてもいいような話。各論というのは5ページ以下で「具体化に当たり検討すべき論点」とあるわけですから、そこで触れていただいて、使用者機関は明確化したほうがいいと整理される必要があるのではないかと。

その次の「説明責任の徹底」というところですけども、当たり前の話であって、これを改革というのかどうか。これも今、それがはっきりしていないならば具体化に当たって検討すべき論点にすぎないのではないかという気がします。私の意見を全部入れていただけるとは思いませんけれども、素直に読んでいて何かバランスが悪いなと思っています。

5ページの小幡委員の意見については、私もそう思っております、何度か申し上げております。したがって同一の意見である。

それから、5ページの「一方で」というところですが、「また」というところで「市場の抑制の欠如」とあります。最高裁の判決で言っている「市場の抑制の欠如」の話と、ここで言っているような公開すればうんぬんという話は次元の違う話ではないか。さっき申し上げたように公開すべきことはもう当然であって、最高裁の判決で言っているのは、やはり民間の労使は運命共同体であって、労働組合が企業をつぶしてしまうわけにはいかないという基本的な違いがあるわけです。そこを言っているのに何か違うことがここで出てきているなというふうに読んでおります。

前回言ったこととほとんど重なるわけですし、私が言っていることがすべて反映される

とは期待しておりませんが、私の今の受けている印象はそういうことであり、直していただきたい点はそれに関連するところであるということです。

佐々木座長 では、5ページのところは小幡委員と同じようなご指摘だと認識してよろしいですか。

ほかに。

田島委員 私も今、薄井委員がおっしゃられたご意見にすべて同意見というふうに言わせていただきたいと思います。今、事実調査も委員の議論も不十分なこの段階で報告書をまとめなければならないとは到底思えないわけでございますけれども、それでも座長のほうで報告書をまとめるという決意を持っておられておまとめになるということでしたら、それはそれで異論を申し上げても阻止できるものとは思いません。ただ、報告書の内容はきちんと事実を正確に表していただきたいと思っております、特に1ページ目の「はじめに」の付加していただいた最後の4行につきまして、先般申し上げた、このような結論がそうではないというふうに考えるというところの意をくんで書いていただいたものと推測はしておりますけれども、この表現では決してそういうことは読み取れないと思います。

結局、議論の過程で労働基本権のあり方について、さまざまな論点と幅広い考え方があって、個々の委員の意見も多岐にわたったということは書かれてありますけれども、結局、議論を行なった結果、概ねの合意が得られた事項であるということの書きぶりですので、これが基本的に委員の総意であるというふうにしか読み取れない。そういう事実はないと思いますので、後半部分のいろいろな議論を具体的に併記しているところと同じように、ここにも例えば労働協約締結権の付与について賛成していない委員がいるということ、あるいは、第三者機関を廃止して、使用者側の機関を一本化するということについても、それに賛成してない委員がいるということ、そういったことははっきり書いていただかなければ誤解を与えたいと思います。

私も決して最終的な結論として、このような報告書の結論になることはないというふうに申し上げているつもりはないわけですが、ただ全体の枠組みをすべてきちんと整理して、各種議論がいろいろ分かれていると言っている大枠についても整理をした後でなければ、こういう大きな制度の変更というものは結論づけられないと考えておりますので、そういう形で意見が出されたということはどうしても明記していただきたいというふうに思います。

それから、これは小さなことですが、先ほど質問申し上げました「早急に」という部分につきましても、これを読むだけではなぜここだけ早急な検討が必要ということになるのかよくわかりませんので、落としていただくか、あるいはそれについての説明をしていただく必要があると思います。

報告書の内容としては、大きなテーマを与えられてまとめる体裁のものになっていないというのが残念でございます、読んでよく理解できない。今まで調査してきたこと、

あるいは議論してきたことを踏まえて、結論と結びつける説明ぶりができていないのは残念に思いますし、細かいことで申しますと、社会保険庁なり大阪市なりの労使関係の現状についての事実調査もなされていないにもかかわらず、こういう結論をどうやって導き出すのかもわからないという、そういう思いでございます。以上です。

佐々木座長 今のご意見の取り扱いについては、また後でお答えさせていただきたいと思えます。

ほかにいかがですか。

古賀委員。

古賀委員 4月でしたでしょうか、論議のまとめの中で労使関係は改革すべきその方向性を確認しあって今日まで議論を重ねてきたわけでございます。そういう意味では、前回示された素案よりも私としてはこの労使関係を改革すべきという全体のトーンがダウンした報告になっているのではないかと考えております。

具体的には前回、改革において留意すべき点にあったコストの話が3ページの労使関係の自律性の箇所に入り込んでいる。労働協約権の付与に伴うコストアップが具体的にどうなのかという検証の報告はシミュレーション検討の報告でも聞いておりません。

加えて、それらの箇所で「何よりも長期にわたる準備が必要である」とか、「確立すべき」と前段にあるのに「慎重に判断する必要がある」等々の文言が今回挿入されてきているわけでございます。大きな改革の方向性を示しておきながら、「慎重に決断する必要」等々の文言がここに挿入されたのはいかがなものかと考えております。

加えましてもう1点、前回も申し上げましたけれども、両論併記事項を含めて、これからまだまだ具体的検討のためのさまざまな課題がこの報告書の中には残っているわけでございます。したがって前回、「終わりに」の箇所に協議機関の設置等々のことを提起しておく必要があるのではないかと申し上げました。そのこともまたここで改めてそのような措置がこれを次につなげるために必要ではないかと考えていることを提起しておきたいと思えます。

いずれにしても今、2点のことを申し上げましたけれども、これらについては私としては最終的には座長に一任をさせていただきたいと思っております。以上です。

佐々木座長 どうもありがとうございました。ほかに。

ご発言が一区切りしたということであるとすれば、先ほどの例の5ページのところについて小幡委員、更に薄井委員もおそらく申された箇所かと思えます。独立行政法人やあの辺のことはどうですか。何か意見はございますか、事務局としては。

株丹行政改革推進本部事務局次長 この部分については必ずしも明確にこういう理由で今回、こんなふうに変えるのだということではなくて、これまでのご議論の中で環境として大きく変わってきたという部分を中心にして取り上げてきて記述をしているというふうに思っております。そういう意味では確かにもう少し明確に理屈を書くというご指

摘もあるかもしれませんが、この部分自体が特に論理的に通らないということではないと事務局としては思っているんですが。

小幡委員 それでは、公務を巡る環境の変化という書き方にしていただいたらよろしいのではないのでしょうか。公務員に基本権をという話になると、公務員と公務というのは違うので、公務のほうは、独法ができたり、あるいは民間委託も進んだり、非常に変化している。そこは環境の変化という言い方のほうがよろしいのではないかと思います。

薄井委員 今度は社会保険庁はどうなるんですか。

株丹行政改革推進本部事務局次長 法人の形態が変わりますので、公務員ではなくなっていくということだと思っています。

薄井委員 それならば……。

株丹行政改革推進本部事務局次長 社会保険庁の問題自体の解決でこの文章を必ずしもつくっているわけではございませんで、もちろんここの中にも入れてございますけれども、そのような具体の起きた不祥事自体に対しては当然許されるものではなくて、きちんとした対応をする、こういうことですが、その背景に何があるのかということ踏まえた上での、つまり責任のある労使関係がなかったもので、そういう問題が起きてきたという認識の下での整理ということではないかと思っております。

薄井委員 責任ある労使関係がなかったことは私は事実だと思うんです。そのことが、この文脈の中で、労働基本権問題の議論をする、変えなくてはいけない理由になっているように読めるところが私はおかしいのではないかとっているだけです。

佐々木座長 どこまで理由になっているかということについては、それこそ意見がまた分かれるところではないかなというふうに思うんですけれども、私自身は。

小幡委員 「このように、環境の変化を踏まえ」という文に続くわけです。その環境の変化ということが書かれているというふうにここを読めばよいので、ここでは、背景事情として、公務というものについての環境の変化があるということを書いているということであればよろしいと思うのですが。

論理的な結びつきについては、私が先ほど申しましたように、まだ今行革の途中で、本来、公務員でなくてもできるものまで公務員がやっている。その部分の基本権を含めて言っているというのであれば成り立つのです。ただ、そういう趣旨ではなくて、ここで言っているらっしゃるのは、環境の変化のことですね。

佐々木座長 環境の変化があることは事実です。

田島委員 こども非常に舌足らずなので理解しにくいのですが、それではもうちょっと具体的に、こういうふうな論理構成になる背景を事務局からご説明していただけないでしょうか。

何を言いたくてこのようにまとめられたかがよくわからないので、どう変えていいのかもよくわからないところがあるものですから。

佐々木座長 背景説明であることは事実だろう。私もそう思っております。それで、公務員と公務という概念を使い分けて明確に書き分けるということをするべしというのが小幡委員のご意見で、そうすればもう少し焦点がはっきりするかもしれないということなんです。問題はその環境変化というものをどのように理解するのか。あるいは、その意味をどう考えるのかということについて、またどういうふうにとらえるのかということあたりについて、何かご意見があれば。

松本委員。

松本委員 これは例の48年の最高裁判決について、現在までの環境変化の下ではそれが、変わってきている部分があるのではないかということから始まったことではないかと思うのです。

ここで言わんとしていることは、先ほどの「公務」は「公共サービス」という言葉に変えて、公共サービスの提供者が多様化して、公務員以外の者による公共サービスの提供も制度的にも実態的にも拡大してきているということを書けば、それでよろしいのではないのでしょうか。だから、区別が明確にできなくなっているということを書いておけば、それでよろしいのではないのでしょうか。

「公務」を「公共サービス」に変えたらどうなのですか。

小幡委員 環境の変化はその通りなのですが、今ここで考えるべきは、残る公務員の基本権ですから、なかなかそこは論理が成り立たないのですね。そこが難しいところで。

松本委員 その話は薄井さんが盛んにおっしゃっていますね。ただ、どうでしょうか。今のこの段階で、もしそういうことを言ってしまうと、将来、公務に残った人には労働基本権の制約の緩和はする必要はない、そういう論理につながってきます。だけど、そこまではなかなか今の段階で言えないので。

佐々木座長 だから、そこはその……。 (笑)

小幡委員 突き詰めると、そういう話になってしまうので、ここにこれを入れることが、そもそもはたしていかかかなということがあります。私が申し上げたかったのは、環境の変化であればよいのですが、基本権に直結させて書くのは難しいということにして、改革がどんどん進めば、公務員というのは本当に絞れるはずだということになりますから、先ほどから申し上げているような、経過的なところはともかくとして、最後の姿を見ると、基本権の議論はまた別の様相を示すかもしれませんので、したがって、ここでのこのような書く方はいかがかということなんです。

薄井委員 何というか、もっと大きな問題もあるようなので、最終的には私はここにこだわりませんけれども、理屈の問題としてこれは憲法論というか、これは最高裁判決について述べているんですね。そこで当時ほど絶対的なものではなくなっていることを理由に掲げているわけですね。これは私が再三言うように、公務員は純化されているのだから、逆ではないのかというだけの話です。議事録に残るでしょうから、今私のお話していること

はあとで議事録を皆さんに読んでいただくということかもしれません。

清家座長代理 「市場の抑止力」の話が出ました。ここの読み方ですが、事務局の説明とは違うかもしれませんが、薄井委員がおっしゃったように、ここは確かに市場の抑止力の問題と労使交渉の透明性の問題というのは別問題だということは薄井委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、ここはむしろ市場の抑止力の欠如という問題は仮に残るとしても、別途の政治的抑止力がこういう形で働きやすくなるので、市場の抑止力の欠如の問題が緩和される可能性がある。したがって、そこでは抑止という言いかたですと確かに論理がつながってしまうので、この市場の抑止力の欠如に伴う問題があっても、別途の抑止力によって緩和されることがありえて、しかもそれは期待できるというふうに言っているわけで、可能性があると言っているだけで、必ずそうなるというふうに何か根拠に基づいて言っているわけではないわけです。ここは書きぶりを、例えばある程度緩和されることが期待できるというような形にする同時に、下のところの「制約理由もなくなるものではないから」となっていますが、ここはあえて言うまでもないことですが、そういった「基本的」制約理由もなくなるわけではないのでというふうな書きぶりにすれば、必ずしも論理が破綻しているというところまでは言われたいですむのではないかと思います。

佐々木座長 ありがとうございます。それで、先ほどの小幡さんのご提言だけど、どういうふうにすればいいか、何かご提案があれば伺いたい。

小幡委員 そうですね。私は公務というものの性格が変化してきているという言いぶりのほうが良いとは思いますが。公務のとらえ方ですから、そういうふうにはっきり書いていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

そうすると、松本委員が言われたように、確かに最高裁が前提としていたところの公務というものの環境が変化している、そういう流れになると思います。

佐々木座長 しかも、それはまだ過程にあるということなんですよ。

小幡委員 そうですね。もっと言えば、そこまで付け加えれば。

佐々木座長 過程にあると考えられるというか、あるいはいろいろなところで新しい試みがこれからも進んでいくということもプロセスにはあるという、そういう趣旨も含めてという意味ですかね、あなたが言われるのは。

小幡委員 それから、先ほど田島委員と話していたのですが、税負担については、独法や国立大学法人の運営費交付金もありますので、なかなかこう言い切れるかどうか、多少微妙なところはあるのです。

公務における環境の変化ということで書いていただければ、私はこれはよろしいと思うのです。ですから、可能な限りていねいに修文していただければと思います。先ほど申しましたように指定管理者を入れる場所は、若干違和感がありますが。

松本委員 小幡先生、指定管理者というのは処分ができるということが特色なのです。だから、法律でわざわざ不服審査法の対象にしているのです。ですから、行政がまさに今

までやってきたことをやらせている。それで行政不服審査法の対象にもしたのです、法律に規定して。ですから、指定管理者というのはここで言う公共サービスの中でも処分に属するものをやらせているわけですから、その境目が非常にあいまいというか、必ずしも公務員が担わなくてもいいということの証左になっているわけで、むしろ指定管理者制度はこの文章にはそぐうような例示なのではないですか。

小幡委員 並べ方の問題ですが、例えば建築基準法の民間指定確認検査機関も処分権があって、その処分は行政不服審査法の対象にもなりますから、そういう例はすでにかなりあります。契約による民間委託ではなくて処分自身を委ねるということでは確かにおっしゃる通りなのですが、並びとしてどちらに入るかですが、独法、国立大学法人と並べると多少違和感があったので申し上げたのです。

民間委託のところに処分自体を委ねる場合も並べるか。あるいは法人そのもののところで並べるか。それはどちらでもかまわないと思います。

佐々木座長 この箇所についてほかに意見はございますか。

西村委員。

西村委員 5ページについての小幡委員と薄井委員の話というのは、論理的に確かにそのとおりだということがございませぬ。ただ、ここでこういうふうに書かれているのは、その前段にまず憲法上の要請である議会制民主主義、財政民主主義の考え方については今日においても当然に妥当するというか、妥当する当然の制約理由だということです。これを踏まえて次に書かれているんですね。昔のことを考えますと、昔は要するに公務員というのは地位が特殊で、職務が公共的だということで、それですべて議会制民主主義、財政民主主義が妥当する、こういうふうに来てきたと思います。それが環境の変化ということなんでしょうが、独立行政法人とかあるいは指定管理者制度等によって、その妥当する範囲はかなり減少しているんですね。当時ほど絶対的でないというのはそういったことも踏まえて、議会制民主主義、財政民主主義の考え自体をもう少し弾力的に捉えることができるようになっていて、多分そういうことを言っているのだと思いますが。

制約理由については妥当する範囲がかなり減少した、その変化というのは今後もまだ続く可能性があるというふうには書けば、わりとおさまりがよくなりませんか。ちょっと妥協的ですが。

佐々木座長 岡部さん。

岡部委員 今のところですが、公務員であろうと民間の労働者であろうと、労働者に対する基本的な人権として労働基本権が認められているということがまずあるわけで、今おっしゃっていることを聞いていますと、その論点はどこに行っているのだろうという気がするんですね。

最高裁判決が示しているのは、そうであったとしても公務員の場合はこれこれこういう理由があるから制約するということになっていて、しかも給与等の原資が税であるという

ことも理由の1つとしてあったわけです。しかし、今、行政形態の変更により、いろいろな形で公共サービスの提供が行われるようになり、変化してきている。しかし、基本的には税で行われているわけです、その財源については。

例えば、行政形態が変更になって、独立行政法人あるいは国立大学が独法になる。そうすれば、そこで働く労働者には自動的に労働基本権が付与されることとなる。しかし、財源は税で行われている。つまり、国・地方の行政直営で担われているところで働いている労働者とそうでないところで働いている労働者では労働基本権の扱いが違うということがあるわけで、そういうことを私は以前にも主張させていただきました。

したがって、そういう点も当然考慮すべきではないかと思えます。そういう意味で、ここでは、議会制民主主義、財政民主主義の考え方を押さえ、基本的にはその給与が国民の租税によって担われていることを押さえたうえで、その環境の変化があるのだということを行っているわけです。私は、ここが脈絡的にそんなに問題があるとは思いません。

佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。大臣がおみえになりました。ごあいさつは審議の中途ですので、後にさせていただきたいと思えます。

5ページのところについていろいろご意見を伺いました。修文をすべきだというご意見ももちろんございました。いや、その必要は必ずしもないではないかというご意見もございました。それらを含めてただいまいただきましたご意見の取り扱いについて、私なりに考えをまとめて申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、若干時間をいただいでよろしゅうございますか。

(座長検討中)

佐々木座長 すみません。それではご提案申し上げます。いろいろご意見がございました。その一方でこの前、私が申し上げましたように、今日はまだ早いとかいろいろなご意見もございませぬけれども、座長としては何らかの形で報告案のとりまとめをお願いしたいということについては何ら変わりはありません。

ただいまいただきました議論の中で、こうやると今度は「いや、これまた違う」という議論が出てまいるということも容易に想像されることでもありますので、できるだけ原案を動かさない形で最終的な結論をいただきたいと思っております。

ただ、先ほど出ました5ページのところにつきましては、若干の修文をやらせていただくか、このように思っているところでございます。そういう意味で、それはどうなったかということも踏まえた上でご審議を最終的にいただきたいと思っておりますので、少し時間をいただければ、このように思えます。

その意味で休憩というわけではないけれども、それをご紹介したあとで、皆さんの最終的な判断をお願いしたいと思います。その場合の取り扱い方については、その文章ができた段階で改めて申し上げますので、よろしくお願いいたします。

薄井委員 5ページもさることながら、「はじめに」のところも議論があったわけです。

佐々木座長 もちろんありました。

薄井委員 同様にもし修正の議論あるいは案があり得るならば、この時間に考えていただければありがたい。

佐々木座長 ご意向はわかりますけれども、私としてはここをこうすればというご意向、わからないわけではありませんけれども、できればこのままで行かせていただきたいとこの点については考えております。

加藤委員 先ほど議論のあった責任ある労使関係の構築の社会保険庁と大阪市の問題ですけれども、私は社会保険庁にしても大阪市にしても労使関係が悪かったわけではないと思うんですね。これはこの委員会の共通の問題ですけれども、公務員の労使関係が悪いから直そうという話で議論した話ではない。

以前、西村先生もおっしゃっていたけれども、1つのキーワードはグローバリゼーション、時代の変化ということ。社会保険庁、大阪市の問題も労使関係が悪いことを批判されているわけではない。それが密室の中で行われて、その結果が住民が理解できない、国民が理解できない結果であったということが批判されているのであって、ここにもあるように、これは社会保険庁がなくなれば問題は解決するという話ではなくて、そういう説明責任を果たす労使関係だとか、国民が納得できる結論が得られるような労使関係だとか、そういうことが求められるのだ。ここはそういうふうに理解すべきではないか。

これはヒアリングで何度も言われた話ですが、今、公務員の労使関係が険悪でどうしようもないから、それを直さなければならないということが、この問題の出発ではなかったと思うんですね。そういうふうに私は理解している。そうすべきではないかと思っています。

佐々木座長 その通りだと思います。

ほかの点についても何かご発言があれば、もちろん伺わないわけではございません。よろしいでしょうか。

では、ちょっと時間をいただきたいと思います。

松本委員 8ページ。前回に言おうと思ったのですが、あまり時間がなかったので言わなかったのですが、8ページのポツのところ、「協約が適正な水準に定まっているとの前提に立てば、これを踏まえて決定することで代償措置として十分といえる」として、括弧に「現行の人事委員会のない自治体における国や都道府県の取扱いを参考に決定する方式と同様である」。これはちょっと性格が違います。

人事委員会があると人事委員会のないところというのは、それぞれ対象は同じなのです。範囲として対象は同じ。ここで言わんとしていることは、対象の集団の性格が違うものだから、人事委員会がないところをあるところになぞらえるということはちょっと性格が違う話なので、括弧書きはなかったほうがいいのではないかと私は思っています。

佐々木座長 そうですか。

これは私も事務局とも議論したんですけれども、ご意向もわからないわけではないんですけども、ではみんな間違いかと言われると、必ずしもそうでもないというようなことをごさいますして、結局、こういう格好で残ったということをごさいます。

それではご提案を。5ページにつきまして修文、皆様、それぞれご苦労しますけれども書きください。

「一方で」というところから始まるパラグラフです。

また、公務員の職務の公共性については、公務というのは公共サービス、の多くが民間委託などにより民間労働者によっても担われつつあるという現状にある、ということで「公共サービス」と「つつある」というところを手直しさせていただく。

「このように」という最後のパラグラフにもう1つ手直しを。「このように、公共サービスを巡る環境の変化を踏まえ」というふうにし、その2行後、「また、公務員の地位の特殊性、職務の公共性、市場の抑止力の欠如といった制約理由もなくなるものではない」から「基本的制約理由もなくなるものではないから」ということで、「制約理由」の前に「基本的」というものを入れさせていただくということが、これは私からのご提案とさせていただきます。

いろいろ直そうと思ったんですが、なかなか通りの関係があって限界がありますけれども、繰り返しやるわけにもなかなかいかないものですから、とりあえずこれを最終提案とさせていただいてご審議をお願いしたいと思います。

そこで、そういう修文を前提とした上で、皆様方からこのような報告案を取りまとめるよるしいかどうかについてご意向を伺いたいと思います。

先ほどご発言もございましたように、これでは到底賛意を表すわけにはいかないというご発言がすでにごさいますので、そういう方がございましたら遠慮なくご発言をいただきたいと思います。もちろんそうでない方も発言いただいて結構ですが、特に私としてはこれでは到底自分は受け入れられないという立場の方は、あるいはそういう立場をご表明されたいということあれば、遠慮なくお願いをしたいと思います。

朝倉委員。

朝倉委員 本当は今直した部分も修文的には言いたいことはあるんだけど、それはやめておいて、全体として言えば協約締結権まで与えるという大枠については、概ねこう言えるのではないかなというのが私の受け止め方です。

確かに薄井委員のように各論、要は与えた場合に伴ういろいろな問題をどうするのという各論についての議論は確かに足りないんですけども、ただその各論については最後のほうにあるように概ね制度設計、5年間の間にいろいろやっていけばいい話で、逆に各論の部分を十分にやろうとすれば5年間かかりかねないみたいな、ちょっと大げさに言います。そういう話ですから、協約締結権を付与するという基本方向については、私はこれでいいのだろうと思っています。

争議権については、もちろんこれはほとんど議論していないも同然でありまして、断片的にいろいろな意見表明がありましたが、必ずしも方向性はそろっているわけではありませんので、両論併記という扱いも極めて妥当であろうかという形で、私は全体としてこの報告書のとおりでいいと思います。以上です。

佐々木座長 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 私は「はじめに」の最終行の「概ねの合意が得られた」ということの記述について納得できませんので、これについては「一部の委員を除いて」というような異論があったことを明らかにしていただきたいと思いますし、通常こういった調査会などでは異論がある場合には、それを明記するというやり方がされていると思いますのに、なぜこの専門調査会についてだけ全体の合意があったかのごとき表記をしなければならないのか。むしろその理由をお聞かせいただきたいと思います。

佐々木座長 ご異論がある方の件につきましては、今ご発言いただきましたので、その旨は記録にちゃんと残ります。したがって、私としては本文にだれそれがどうしたという書き方はご勘弁いただきたい。ただ、議事録にとどめて、そのことは明記したい。だから、そのご発言を遠慮される必要はないということをお願いさせていただいたところでございます。その点はまずいということなのでしょうか。

田島委員 はい。議事録はまた議事録で、この報告書と一体をなすものではありませんので、報告書の中に異論があったことを明記されるべきだと考えます。ですから、議事録に異議が出されているから、それでよかろうというふうにお考えになることについては承服しかねます。

佐々木座長 それは誠に残念ですが、ほかの方はいかがでございましょうか。あるいは、類似のご発言があればお伺いします。

薄井委員 さっき申し上げたように「議論を行なったところであり、以下はその議論を整理したものである」というのとどう違うのでしょうか。「概ねの合意が得られた」というのは何の合意なのか。両論併記になっている表現もあるわけで、それは両論併記ということ合意したという意味なのか。労働協約権については一部の非現業職員に与えることについて合意したと今言い切れるのか。いろいろに読めるのが気になるんですが、どう理解するんですか、この「合意」という意味。そこを避けるとすれば、「議論した結果を整理すると以下のとおりである」と素直に言っていただければ。そこまでもまずいですか。一部の委員を別にしているというのが現実かもしれませんが。

佐々木座長 そうですね。単なる整理ということであれば、整理なわけでありまして、いろいろな議論が私のイメージでは併記されるというようなイメージに非常に近いものになるのではないかとということで、字句の問題とばかりは言い兼ねるところがございます。

薄井委員 後ろを読むと、そこはかなりはっきり書いてあるわけです。したがって、それが生きているのならば、この頭のところで「合意」ということもないのではないか、そういう意味です。後ろを直していただけるというのなら別ですが。

佐々木座長 そこは委員と私は立場が違うかもしれませんが。とにかくそこが「整理」という言葉になるということは、もちろんそれでよろしいという方もいらっしゃるかもしれませんが、委員会としての集団的な方向性をはっきりと打ち出すというメッセージがない委員会報告というのは、私のイメージとは違うということだけは申し上げさせていただきます。

加藤委員。

加藤委員 先ほど朝倉委員がおっしゃっていた。いろいろあるけれども、私はこの報告でとりまとめられたということによろしいのではないかと思います。ここの「概ねの合意」という言葉にこだわる方の意見もわかりますけれども、「改革の必要性と方向性」以降の記述を見ますと、これはギリギリこういう意見もあったということが盛り込まれている。必ずしも一本調子で結論づけている論調にはなっていない。だから、かえって筋が通らなくなっている部分もあるのかもしれないけれども、その部分はこの委員会としてのとりまとめに当たってのギリギリの配慮が行われているな。私はこれで報告案ということによろしいのではないかと思います。

佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。

丸山委員。

丸山委員 私もこれでいいのではないかと思います。問題を言えばきりがありません。先ほど古賀委員からも話がございましたように、両論併記という事項がたくさんございまして、私はこの提言が実行されてはじめてこの委員会の役割が担える、こういうふうに思っております。そういう意味では両論併記を新たに検討する場をつくる。そういうことが私は非常に重要ではないかと思っております。

そして、前回の素案から大きく変わったところに、これも古賀委員から出ましたが、「慎重に決断する」あるいは「長期にわたり準備する」という下りは、コストの問題と、それからデメリットの問題、そのところに書かれているわけございまして、これも私は不満であります。そういうふうに申し上げるとたくさんありますが、ここは一步前に進める、こういう意味でこの原案に賛成を申し上げたいと思います。

佐々木座長 ほかにございませんか。

それでは、ただいまご発言いただいた方のうち、この原案に対しては賛成しかねると明言されましたのは田島委員でございます。私の言葉としても確認をさせていただくということでございます。おそらく記者会見その他でみんなどういった意見だったかということを知られるかもしれませんが、個人名は出しませんが正確に伝えるということは全力を尽くすことをお約束いたします。

薄井委員はどうされますか。(笑)

薄井委員 先日発言したように、多数決は適当でないと思えますし、まとめるときはまとめたらいいと思えますけれども、素直にまとめればいいのであって、わざわざ「合意」ということについてはいまだに反対です。ですから、素直に「整理するところのものになった」とした方がよいという委員がいたとおっしゃっていただいて結構です。

佐々木座長 わかりました。それではご趣旨は私なりに理解したつもりでございますので。

特にほかにご発言がないようでしたら、多数の委員の方々はこの報告書(案)というものを本委員会の結論として、作業の結論としてとりまとめてよろしいというふうに理解したいと思えますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

佐々木座長 ありがとうございます。それでは、先ほどの修正部分を含めて若干事務的な手続きがありますが、1つ手続き的なことを申し上げさせていただきます。

この専門調査会について規定されている政令におきまして、専門調査会は内閣総理大臣を本部長とする行政改革推進本部に報告することとされており、本日は副本部長でいらっしゃる渡辺大臣にご出席をいただいておりますので、この後、準備ができ次第、渡辺大臣にこの報告をお渡しするという手交式を行わせていただければと思います。この手続きをもって本部に報告したということとさせていただきたいと思うわけでありまして、またその際、併せて大臣からもごあいさつをいただきたいと思えます。

また、この手交式の終了をもちまして、本日の会議は終了といたします。本日はその後、官邸内において私から記者ブリーフを行うということになっておりますので、今日の議論の様子については正確に報告をしたいと思っております。以上でございます。

お時間、ちょっとお待ちいただければと思います。

(岩城官房副長官入室)

(プレス入室)

福井行政改革推進本部事務局長 事務局長でございます。本日、専門調査会における報告がとりまとめられましたので、佐々木座長より渡辺大臣に報告文を手交していただきます。佐々木座長、よろしく願いいたします。

佐々木座長 行政改革推進本部専門調査会では、昨年7月よりさまざまな検討を行ってまいりました結果、本日、報告をとりまとめることができました。委員を代表して座長である私から大臣にご報告申し上げます。

(佐々木座長より渡辺大臣に報告文を手交)

福井行政改革推進本部事務局長 渡辺大臣、一言お願いいたします。

渡辺公務員制度改革担当大臣 1年3か月にわたりまして、合計15回にわたり大変濃密な議論を賜ってまいりました。大臣にして、私が3人目の大臣だそうでございます。

私が着任をいたしましたときには、この専門調査会、出口のない議論だと聞かされてごく然といたしました。4月にぜひとも中間とりまとめを行ってほしいという強い要請を佐々木座長をお願いをいたしました。

佐々木座長は大変なご決断の上でこの私の要請を受け入れてくださいました。そして、委員の皆様方がまさに中間とりまとめ、そして10月の出口に向かって、さらに積極的にご議論をいただきました。私といたしましては、本当に感謝感激でございます。

今回いただいた報告の柱は、一定の非現業職員について協約締結権を新たに付与するとともに第三者機関の勧告制度を廃止すべき点が1つでございます。

第2点は争議権、消防職員及び刑事施設職員の団結権については付与すべきとの議論と付与すべきではないとの両論を併記していただきました。私としては、かねて争議権は付与すべきではないかと考えていたところでございます。いずれにいたしましても、これによって今度は我々政治のほうに大きな課題が託されたわけでございます。この報告を受けて、まずは政府内部で方針を決めてまいります。そして、政府と与党との間で協議をしてまいります。

また、先の参議院選挙において、国会においては大変なねじれが起きているわけでございます。最終的にこの国会に公務員制度改革のプログラム法として来年の通常国会の中でこの公務員の基本権問題が論議をされることとなります。我々はこの専門調査会に出していただいた結論をもとに、よりよい公務員制度の実現をすねためにこれからの議論を進めてまいりたいと思います。委員の皆様方には佐々木座長をはじめ、大変なご努力をいただきましたことを改めて御礼を申し上げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

誠にありがとうございました。

福井行政改革推進本部事務局長 ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の会議は終了といたします。

以 上